

秋田市告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年2月26日

秋田市長 沼谷 純

事業所名称	廃止年月日
すずきクリニック	令和7年12月21日
アイン薬局保戸野店	令和7年11月30日